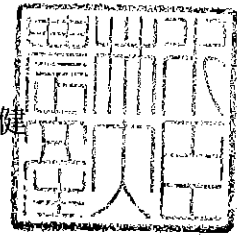


29消安第2946号
平成29年8月29日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 齋藤 健



食品健康影響評価について（評価依頼）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

めん山羊又は馬を原料として製造される肉骨粉等を養殖水産動物を対象とする飼料の原料として利用するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により定められた飼料の基準及び規格を改正すること（当該改正の概要は別紙のとおり）。



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要について（案）

（めん山羊又は馬に由来する肉骨粉等の養殖水産動物用飼料への利用再開）

1 これまでの経緯

- (1) 牛、豚又は家きん由来の肉骨粉は、たん白質に富む原料として飼料に利用されてきたが、平成13年9月のBSE発生以降、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）により、動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。
- (2) その後、豚又は家きん由来の肉骨粉については豚、鶏、養殖水産動物（以下「養魚」という。）を対象とする飼料（以下「豚用飼料等」という。）への利用を再開した。その後も、我が国におけるBSE発生リスクが大きく低下したこと等を踏まえ、科学的知見に基づくBSE飼料規制の見直しを行ってきており、平成27年4月には、原料の分別収集、製造工程の分離、使用上の注意の表示等の管理措置を講じることを前提として、牛肉骨粉の養魚用飼料への利用を再開しているところ。
- (3) 一方、めん山羊又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉及びめん山羊に由来する血粉又は血しょうたん白（以下「めん山羊肉骨粉等」という。）については引き続き飼料利用が禁止されているが、食品においては科学的知見に基づくめん山羊のBSE対策の見直しが進められており、飼料規制についても、未利用資源の有効活用の観点からも、家畜衛生及び食品安全上のリスクに応じたものとなるよう見直しを進める必要がある。
- (4) そこで、めん山羊については現行の飼料規制の下ではBSEの発生の可能性は極めて低いとされること、馬についてはプリオン病の発生が認められていないこと等から、めん山羊肉骨粉等を養魚用飼料として利用再開することについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴くとともに、飼料安全法第3条第2項の規定に基づき農業資材審議会に諮問したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

2 改正（案）の概要及び管理措置

農業資材審議会の答申を踏まえ、めん山羊肉骨粉等を養魚用飼料として利用することを可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）を改正する。なお、めん山羊肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開に当たっては、めん山羊肉骨粉等を牛肉骨粉の製造工程において扱うことができることとし、かつ牛肉骨粉の養魚用飼料への利用に関する現行の管理措置と同様に、以下（1）及び（2）に示す管理措置を講じることとする。

- (1) めん山羊肉骨粉等の製造事業者は、めん山羊肉骨粉等の製造に当たり、牛及びめん山羊の特定危険部位の混入を防止するため、原料の分別収集、供給管理票の添付、製造工程の分離を行う。また、めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料の製造事業者においても、めん山羊肉骨粉等の豚用飼料等への混入を防止するため、製造工程の分離等を行う。さらに、これらの実施状況について、(独)農林水産消費安全技術センターが確認する。
- (2) 畜産農家がめん山羊肉骨粉等を原料とする養魚用飼料等を牛、豚等の家畜に与えることのないよう、これらの飼料に、牛、豚等の家畜への使用の禁止の表示を義務づけるとともに、畜産農家に対して都道府県が立入検査を実施し、めん山羊肉骨粉等を含む養魚用飼料の誤用がないことを確認する。

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、関係省令の改正を行う。